

第5回米原市景観まちづくり会議 議事録要旨

1. 日 時：平成24年9月20日（木） 午後2時00分～午後3時30分

2. 場 所：米原市役所近江庁舎 2F会議室

3. 出席者：

○出席委員 9名（敬称は省略）

会 長	吉見 静子	岐阜女子大学 名誉教授
副会長	井口 貢	同志社大学 教授
委 員	須藤 明子	株式会社イーグレット・オフィス 専務
〃	北村 正隆	有限会社景樹園 代表取締役
〃	高橋 順之	米原市歴史・文化財保護室 文化的景観担当
〃	高木 弘重	米原市商工会工業部会からの選出
〃	舟橋 麻里	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	疋田 礼子	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	粕渕 暉	まちづくり活動を積極的に活動されている市民

○欠席委員 3名

委 員	島田 廣巳	一級建築士事務所匠工房 代表
〃	法雲 俊邑	東草野まちづくり懇話会 座長
〃	安藤 隆一	大学連携により現地調査に参加した学生

○事務局

鏑田 都市計画課長
高橋 都市計画課長補佐
田中 都市計画課主任
小松 都市計画課主事
株式会社パスコ 武田、田中

4. 次第：（1）あいさつ

（2）東草野景観形成地域における行為の制限に関する事項（素案）について

（3）米原市景観計画（素案）について

（4）その他

5. 協議結果

（1）東草野景観形成地域における行為の制限に関する事項（素案）について

- ・ 東草野景観形成地域における行為の制限に関する事項（素案）に対して委員の了承を得た。

（2）米原市景観計画（素案）について

- ・ 米原市景観計画（素案）に対して委員の了承を得た。後日、何か意見があれば事務局まで

連絡をいただく。また、庁議後に内容的な変更が生じる場合は、委員に報告を行う。

6. 協議内容

(1) 東草野景観形成地域における行為の制限に関する事項（素案）について

（事務局より資料説明）

委員： 7ページの色彩基準の表の見方がわからない。

8ページのマンセル色相環の図では、緑色が5 Yと表記されているが、これは5 G Yの間違いではないか。

事務局： ご指摘のとおりです。

色は色相と明度、彩度の三原則で構成される。色相とは色合いで赤、黄、緑、青、紫の5色と、それぞれ中間の黄赤、黄緑、青緑、青紫、赤紫の10色が基本になる。明度は明るさで、数値が大きいほど明るくなる。彩度は色の鮮やかさで、数値が大きいほど鮮やかな色になる。

色彩基準の表は、色相を禁止しているものではなく、色相ごとに明度と彩度の上限値と下限値を設定している。どの色相の色を使う場合でも、鮮やかな色は使わないでください、黒に近い暗い色は使わないでくださいという基準である。赤から緑までの色の明度は3以上、彩度は6以下、青緑から赤紫までの色の明度は3以上、彩度は3以下にしてくださいと、この表では書いている。また、無彩色の明度は3以上でないといけない。

会長： マンセル色相環の色立体を頭に浮かべるとわかりやすい。縦軸が明度、横軸が彩度になる。

委員： マンセル色相環の上半分の色の明度は3以上、彩度は6以下、下半分の色の明度は3以上、彩度は3以下に抑えるということか。

事務局： そのとおり。

委員： 例えば、蔵の外壁等は白と黒である。この場合の黒はどのように扱うのか。

事務局： 自然素材を使う場合は、数値基準は適用しない。黒の漆喰であれば、表面が単調ではなく、経年美化もある。そのような場合は認めていく。ただし、金属の外壁では、真っ黒に近い色での塗装はやめていただく。

委員： 瓦は黒と表現されるが、正確には黒ではない。

事務局： 東草野景観形成地域の届出対象行為について補足説明する。米原市の大部分になる一般区域では、高さ13メートル超えか4階建て以上の建築物が届出対象となる。景観重要区域のうち、琵琶湖景観形成地域と沿道景観形成地区では、建築物はすべて届出対象となる。東草野景観形成地域では、高さ10メートル超えか3階建て以上の建築物が届出対象となる。2階建てを建てる場合は、届出対象行為にはならない。工作物については、東草野景観形成地域では、高さ5メートルを超えるものが届出対象で、家の石垣等は届出の適用除外にしている。開発行為は1千平方メートルまでが届出対象で、他の景観重要区域よりも緩和している。物件の堆積も同様である。

規制は、一般区域が最も緩く、次いで東草野景観形成地域が緩い。ただし、東草野

地域については、届出対象行為に該当しない場合でも基準を自主的に守っていただき、景観形成を図っていきたいと考えている。

会 長： 表で比較すると地域の特徴がよくわかる。

委 員： 高さ 10 メートル以下の建物であっても、山の中腹に建てる場合はどうなるのか。

事務局： 山の中に家が建つのは考えにくいですが、その場合の一定の指導は必要と考えている。

会 長： 東草野景観形成地域の範囲内で、建てられそうなところはあるのか。

委 員： 中腹に建てるようなところはない。

会 長： 人口も減少しているため、条件の悪いところには建たないと思うが、ないとは言えない。

委 員： 樹木等の保全措置で、優れた樹木は保全するとあるが、基準が曖昧である。優れた樹木を地元で教える予定はあるのか。

事務局： 色彩の基準はマンセル値で定めているが、その他の基準は抽象的な表現であるため、緩やかに誘導していくことになる。地域で大事にしている樹木があれば、保全してもらいように地域とともに指導するが、それが事前に把握できるかは難しい。

委 員： 「これもいい」「あれもいい」と、地域と話をすれば把握できるのではないか。

委 員： 重要文化的景観の選定の中で、4 集落の中の代表的な樹木は重要な構成要素に登録したいと考えている。

委 員： 景観上重要な樹木の拾い上げについては、獣との緩衝地帯のつくり方との兼ね合いが必要である。獣害対策で、何でもかんでも樹木を切ってしまうのは間違い。切ってもよい樹木と切らない樹木を区別して拾い上げておくと獣害対策でも参考になる。

委 員： 住民説明会で出た意見に対してどのように答えたのか。

事務局： 説明を聞いた後、意見があれば記入してくださいとアンケート用紙を配って、意見を記入していただいた。その場で回答していない意見がある。

委 員： 資料に記載している意見に対しては、どのような回答になるのか。

事務局： 「空き家や廃屋について、景観ルールは関係ないのか。」は、管理不十分の空き家の指導・撤去ができないかということだが、この意見に対しては、届出対象行為に制限を加えることと性質が異なるため、空き家の活用や建替え等を検討していく。「片流れ屋根はなぜ禁止なのか。」に対しては、わざと屋根の雪が敷地内に落ちるように片流れにしている場合は問題ないと話をさせていただいた。また、自宅の車庫や農業用物置は、切妻屋根等にする必要はないとも説明している。

「個人の家で、庭などに物件を堆積する場合、2メートルのセットバックが必要なのか。」に対しては、なるべく景観に配慮していただきたいと考えている。「2～3年ほど前に別荘が建ったが、都会の方は積雪に対して配慮されない。道路に面して屋根勾配を設けないなど規制できないか。」は、雪が道路上に落ちるなど雪のことで苦労されているということだが、この意見に対しては、地域協定でルールづくりをしていくのがよいと考えている。「景観だけでなく、住民が長く住みやすい地域の特性を生かしたルールが必要である。」に対しても同様である。「アマチュア無線の鉄塔は、人工物で15メートル位になる。」に対しては、この場合は届出対象行為になる。「コンクリート箱型の建築物はいけないのか。」に対しては、小規模な建築物であれば認められるが、

周囲の景観と調和していただきたいと考えている。

委員： 重要文化的景観の選定について、なぜ東草野地域が選ばれたのか。地域住民にとってよいことがあるのか。

委員： 東草野地域は、米原市「水源の里に関する条例」で地域指定されたため、市役所の各課で何かお手伝いできないかを検討し、文化財課としては、この制度を活用したいと考えた。当然、市内には他にもよい景観があるので広げていきたい。

メリットについては、重要な構成要素の修繕等については国から補助が出る。また、固定資産税の減免もあるが、地域全体としては、重要文化的景観というブランド化である。商品開発や交流の面でお手伝いできると考えている。

会長： よろしいか。他に意見がなければ次に進みたい。

(委員：了承)

(2) 米原市景観計画（素案）について

(事務局より資料説明)

会長： 前回の会議で、テーマを「かほる」にするのか「かをる」にするのか、会長一任で預かった。事務局が皆さんの意見を聞くと、過半数は「かほる」がよいということであったため、それを尊重して「かほる」になった。

事務局： 資料 27 ページ以降の景観形成基準は、文字ばかりの表現になる。これとは別に市民向けにわかりやすいガイドラインを作成する予定である。

委員： 今回の資料は、ほぼ完成形か。

事務局： 今後の予定は、庁議後、パブリックコメントと都市計画審議会への意見聴取の手続を経て決定となる。今年度末に景観計画を策定する。景観計画を策定すると、景観の指導を行うことになる。新たな指導は東草野地域になるが、市民に影響があるため、半年間の周知期間を設けて、25年の10月から、米原市景観計画に基づいて指導する。

委員： 概要版は作成しないのか。パブリックコメントでは、概要版があったほうがよい。

事務局： 簡単なパンフレットを作成して、分かりやすい形で周知していきたい。

委員： A4、2ページ程度でよい。簡単な内容で、景観計画がどのようなものかが分かるものを一緒に公表する。それがないと形だけのパブリックコメントになる。

事務局： わかった。

会長： パブリックコメントでどのような意見が出るかにもよるが、おおむねこれで決まるので、意見があれば今のうちに出してほしい。

事務局： パブリックコメント時に意見を出していただいても結構である。気が付いたことがあれば事務局に言ってほしい。

委員： これまでも何回か庁議を行っている。それを踏まえると、今後内容は大きく変わらないと理解してよいか。

事務局： 庁議により、市の方針としての意見が出た場合は、庁議後に報告したい。

(委員：了承)

(4) その他

1) 景観審議会への移行等について

(事務局より資料説明)

会 長： 米原市景観まちづくり会議は今回が最後になる。新たに設置される景観審議会でも、それぞれの意見を率直に述べて、まちづくりに関わっていただきたい。

閉会